

仕様書

1 業務名

長崎駅東西軸イルミネーション企画運営等業務委託

2 目的

長崎駅の東西軸においてイルミネーションを実施することにより、Vロードへの繋がりを持たせ、Vロードの趣旨の一つであるV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカの応援機運の醸成を図る。

3 履行期間

契約日～令和9年1月29日

※ただし、点灯期間は別途指定する

4 履行場所

指定場所

5 業務内容

次の仕様を満たしたうえで、その他提案を行うこと。

(1) 実施場所

長崎駅の東西軸とする。(東西軸の位置については、下図の右側 紺色の四角囲み部分)

(2) 点灯時期及び時間

時期は令和8年11月20日(金)～令和9年1月15日(金)は最低限実施することとし、アミュプラザ長崎及び長崎スタジアムシティのイルミネーションとの連続性を意識した時期とすること。また、点灯時間については17:00～23:00とし、タイマーを用いて調整すること。

(3) 提案の要件等

- ・下図赤線で示す東通り線において、街灯を活用しV・ファーレン長崎、長崎ヴェルカのイメージカラーライティング(※)を実施予定としているため、長崎駅東口を起点として東通り線へ誘引できるような提案とすること。
ただし、各クラブチームのマスコットやロゴ、チーム名等については使用しないようにすること。
- ・東西軸の街灯柱を活用して架線を行い、上空の電飾を実施すること。(街灯柱の上部にアイボルトの設置あり。詳細は図面参照)
- ・東西軸の人の流れを意識した提案とすること。
- ・アミュプラザ長崎が実施するイルミネーションとの親和性を意識したものとする。



(4) 設置及び撤去

(2)の期間にイルミネーションが実施できるよう、各種電飾等の調達や設置、期間終了後の撤去まで全て本業務に含むものとする。

(5) 電飾の貸与

発注者所有の以下の LED 電飾について、受注者へ貸与可能とする。故意または過失によるものを除き、破損があった場合でも原則としてその責を受注者へ問わないものとする。なお、事前に現物の確認を希望する場合は、担当者と調整すること。

電飾の貸与を受ける場合、発注者と調整し受領及び返却を行うこと。なお、三和地域センターに保管しているため、受け渡しについては当該場所で行うものとし、運搬費用については受注者の負担とする。

(数量等)

【共通】1本 10m・96球 (ゴールド) 約 310本 (青色) 約 190本 (白色) 約 80本



LED 電飾ゴールドの例 (1本)



差込口

(6) 電源や街灯等の図面

東西軸の電源確保可能箇所及び街灯の仕様に関する図面は別紙1・2のとおり。

(7) 許可申請等

本件の施工に必要な官公庁、事業会社に対する申請手続き一切は受注者が代行し、これに要する費用は受注者の負担とする。

(8) その他

- ・電気代については、発注者の負担とする。
- ・街灯等への電飾等の設置にあたっては、傷がつかないよう厳に注意すること。
- ・点灯期間中、異常がないか定期的に点検することとし、異常があれば対応すること。
- ・受注者が本業務を通じて調達した物品については、業務終了後も受注者の所有とする。

6 提出物

(1) 業務責任者決定（変更）通知

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面（業務責任者決定通知書）により監督職員に通知すること。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・受注者との雇用関係を証明する書類

(2) 業務報告書

業務終了後、作業内容、作業人数、作業時間等が記載された作業日報を添付した業務報告書を提出すること。また、以下の写真等も添付すること。

- ア 設置前（昼）と設置後（昼・夜）の状況が分かる写真
- イ 撤去前（昼）と撤去後（昼・夜）の状況が分かる写真
- ウ 撤去前（夜）に LED 電飾等に異常がないか確認を行い、異常の有無、異常がある場合は詳細について記載

7 その他

- (1) 受注者は、業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を発注者に報告すること。
- (2) 本施工にあたっては、既設建物及び構造物等に損傷を与えないように注意して施工するとともに、第3者災害、交通等についても安全に配慮し施工すること。
- (3) 受注者は施工時及び実施期間中の事故に備えるため、総合賠償責任保険等に参加すること。
- (4) 電飾の落下等による事故が生じないように対策を講じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、発注者と協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行すること。
- (6) 業務完了後、速やかに完了通知書を提出すること。

8 担当

長崎市企画政策部官民連携推進室 林田